

インボイス制度説明会

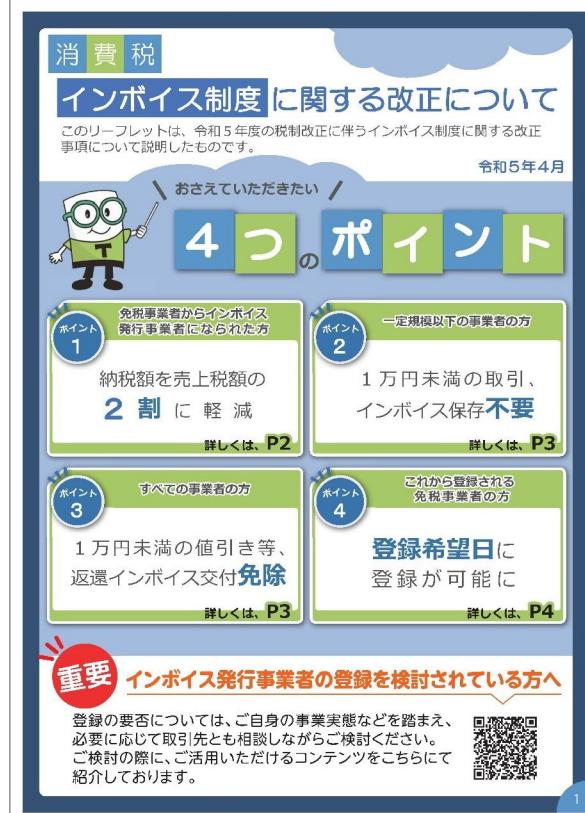
令和5年7月
名古屋国税局 消費税課

○ 本日の資料

パンフレット 「適格請求書等保存方式の概要」



リーフレット 「インボイス制度に関する改正について」



1

消費税の基本的な仕組み

<パンフレット P 2>

消費税額の計算方法等

- > 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「**仕入税額控除**」といいます。）計算します※。

計算方法

消費税額**課税売上げに
係る消費税額※
(売上税額)**

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

**課税仕入れ等に
係る消費税額※
(仕入税額)****仕入税額控除**

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	適格請求書 (インボイス) 等 の保存

**ここが
変わります**

2

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP 5>

1 適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

- > 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

開始時期

- > 令和5年10月1日³に開始されます。

適格請求書とは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
- > 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた

- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。
- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。

- 課税事業者が、登録を受けることができます。

※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。
※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

「適格請求書発行事業者」

に限られます。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP 6>

2 適格請求書の記載事項・記載の留意点

適格請求書の記載事項

- > 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

- 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**⁴
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書	△△商事(株)
△△御中	登録番号 T12345...
11月分 131,200円	× ×年11月30日
E付	品名 金額
11/1	魚 * 5,000円
11/1	豚肉 * 10,000円
11/2	タオルセット 2,000円
	...
合計	120,000円 消費税 11,200円
8%対象	40,000円 消費税 3,200円
10%対象	80,000円 消費税 8,000円
④	③ → * 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**⁴又は**適用税率**

スーパー〇〇 東京都...	登録番号 T12345...
XX年11月30日	①
領収書	1 ¥108
ヨーグルト*	1 ¥216
カップラーメン*	1 ¥550
ビール	1 ¥874
合計	¥324
8%対象	¥24
10%対象	¥550
内 消費税額	¥1,000
お預り	¥126
* 軽減税率対象	
②	③
③	④
③	⑤

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP 7>

記載に当たっての留意点

Point

仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの
相手方の登録番号

仕入明細書 « 4月分 » ○年○月○日			
(株)御中 登録番号: T123456- 〔○送付後一定期間内に連絡がない場合は既済とします〕			
支払金額合計 229,000円			
月	日	取引	仕入金額 (税抜)
4	1	食品※	8% 2,000
		日用品	10% 600
3		食品※	8% 5,900
4		日用品	10% 30,000
⋮	⋮	⋮	⋮
合計		仕入金額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円
10%対象		110,000円	11,000円

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称 | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨） |
| ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日 | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 |

5

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP 8>

記載に当たっての留意点

Point

複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

記載事項

納品書番号 (関連の明確化)	請求書
納品No.0013 (株)○○御中	XX年11月1日 10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)
納品No.0012 (株)○○御中	金額 No.0011 11,960円 No.0012 7,640円 No.0013 9,800円 合計 109,200円(消費税9,200円) 10%対象 66,000円(消費税6,000円) 8%対象 43,200円(消費税3,200円)
納品No.0011 (株)○○御中	△△商事(株) 下記の商品を納品いたします。 XX年10月1日 品名 金額 牛肉※ 5,400円 じゃがいも※ 2,160円 割り箸 1,100円 ビール 3,300円 合計 11,960円 ※印は軽減税率対象商品

- | |
|---------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 |
| ② 取引年月日 |
| ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） |

- | |
|-------------------------------------|
| ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率 |
| ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |

6

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP 9>

記載に当たっての留意点

Point

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書等保存方式においては、適格請求書に記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、取引に係る税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して、10%又は8%（税込の場合は10/110又は8/108）を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。
- したがって、適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います【例①】。
※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：認められる例】

請求書					
○○(株) 御中	○年11月30日	(株)△△			
請求金額（税込）60,197円					(T123…)
※は軽減税率対象					
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト	※	83	167	13,861
11/2	ピーマン	※	197	67	13,199
11/15	花	57	77	4,389	—
11/15	肥料	57	417	23,769	—
8%対象計				27,060	端数処理 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 2,815

《計算例》

- 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
→ 8%対象：27,060円（税抜き）
10%対象：28,158円（税抜き）
- それぞれ、消費税額を計算（税率ごとに端数処理1回ずつ）
→ 8%対象： $27,060 \times 8 / 100 = 2,164.8 \rightarrow 2,164$ 円
10%対象： $28,158 \times 10 / 100 = 2,815.8 \rightarrow 2,815$ 円
⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

【例②：認められない例】

請求書					
○○(株) 御中	○年11月30日	(株)△△			
請求金額（税込）60,195円					(T123…)
※は軽減税率対象					
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト	※	83	167	13,861 行 1,108
11/2	ピーマン	※	197	67	13,199 行 1,055
11/15	花	57	77	4,389 行 438	端数処理 438
11/15	肥料	57	417	23,769 行 2,376	端数処理 2,376
8%対象計				27,060 行 2,163	端数処理 2,163
10%対象計				28,158 行 2,814	端数処理 2,814

《計算例》

- 個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）
- 計算した消費税額を、税率ごとに合計
⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

7

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP 10>

3 売手の留意点（適格請求書発行事業者の義務等）

適格請求書発行事業者の義務

> 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

○ 適格請求書の交付

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する

○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する

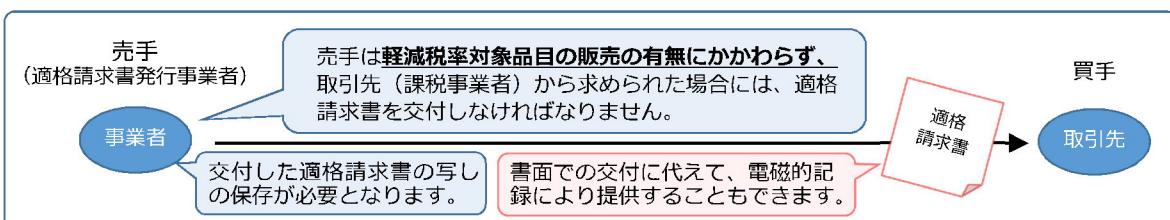
○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する

○ 写しの保存

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



適格請求書等保存方式（インボイス制度）

<リーフレット「インボイス制度に係る改正について」P 3>

少額な返還インボイスの交付義務免除

ポイント
3

1万円未満の返品や値引きについて
返還インボイスの交付が不要

すべての事業者
の方が対象！

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることになりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

9

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP13>

交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

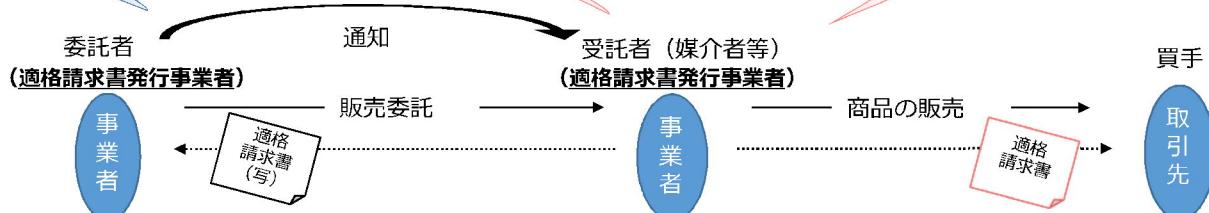
業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

【例：委託販売】

受託者に対し、適格請求書発行事業者である旨の通知をする必要があります。

適格請求書の「写し」を委託者に交付する必要があります。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付できます。



※ 委託者及び受託者の双方において適格請求書の写しを保存する必要があります（委託者に対して交付する適格請求書の写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えありません。）。

【参考】 売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

10

交付義務の免除

> 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
(3万円未満のものに限ります。)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
(3万円未満のものに限ります。)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

11

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP14>

4 買手の留意点（仕入税額控除の要件）

仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
- > 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
- ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書（インボイス）等の保存 ここが 変わります

12

保存が必要となる請求書等の範囲

> 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等
(課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するもので、適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（P13「交付義務の免除」②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

> 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される P13「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

<リーフレット「インボイス制度に係る改正について」P 3>

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置「少額特例」

ポイント
2

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者：前年1月～6月までの期間、法人：原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
→ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
→ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までに行う課税仕入れ

15

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP15>

Point

その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の開始後は、**これらの規定は廃止**されます。
- 現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の開始後は、このような**追記をすることはできません**。

Point

簡易課税制度を選択している場合

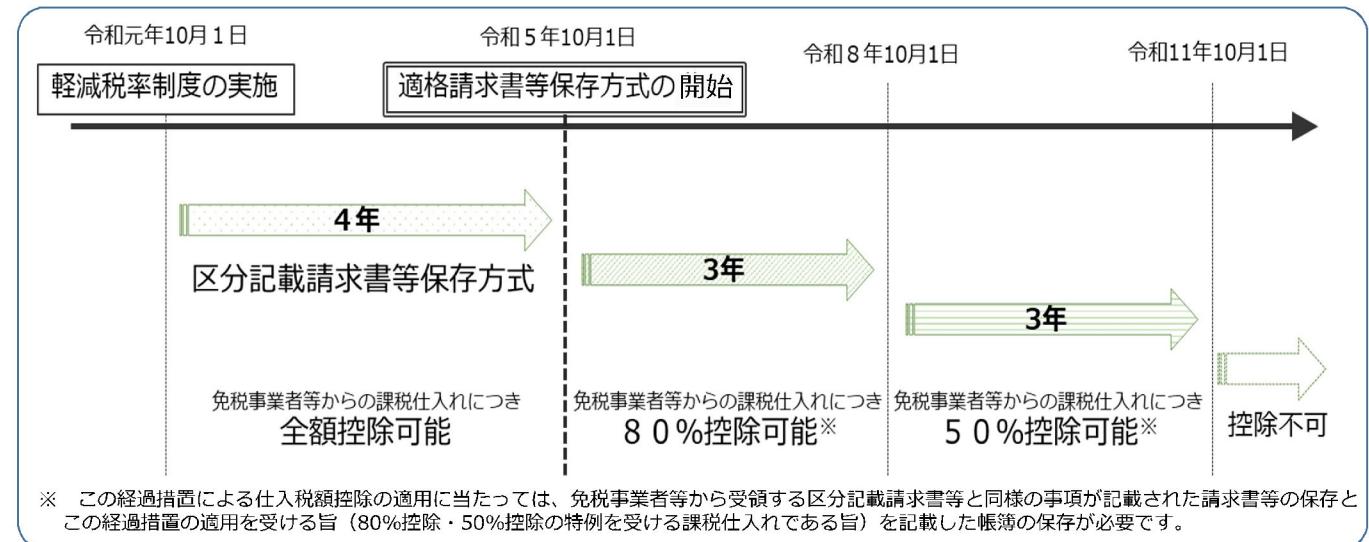
- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件とはなりません。

16

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP16>

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



17

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP16>

5 税額計算の方法等

税額計算の方法

- > 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」※
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

《 売上税額 》

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

《 仕入税額 》

【積上げ計算】※（原則）

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】（原則）

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は
いずれか選択可

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

18

6 適格請求書発行事業者の登録申請手続

適格請求書発行事業者になる（登録を受ける）には

- > 適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。
- > 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければ適格請求書を交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知および公表が行われます。

① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。

法人番号を有する課税事業者は、T + 法人番号

上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T + 13桁の数字

② e-Taxで登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。

③ 公表事項は、適格請求書発行事業者公表サイトで確認することができます。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP17>

適格請求書発行事業者になる（登録を受ける）には

«登録申請手続は、e-Taxで！！»

- e-Taxソフトのほか、「[e-Taxソフト\(WEB版\)](#)」（パソコンで利用可能）又は「[e-Taxソフト\(SP版\)](#)」（スマートフォンで利用可能）を利用して登録申請手続を行うことができます。
- 「[e-Taxソフト\(WEB版\)](#)」又は「[e-Taxソフト\(SP版\)](#)」を利用すると、画面案内に従い入力する（問答形式）ことにより、入力に必要な項目に漏れのない登録申請データを作成・送信することができます。

(注) e-Taxを利用した登録申請手続には、[電子証明書（マイナンバーカード等）が必要](#)となりますので、事前にご準備をお願いします。

Point 登録通知の受領もe-Taxで

- e-Taxで登録申請する際に、「登録通知の電子通知」に同意することで、登録通知をデータで受け取ることができ、データで受け取った場合、以下のメリットがあります。

- 1 **書面通知より、登録通知を早く受け取ることができる**（郵送によるタイムラグがない。）。
- 2 **登録通知の紛失リスクがない。**
- 3 **取引先への連絡が便利**（メールに登録通知のデータを添付して、メールでの送信が可能）。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

<リーフレット「インボイス制度に係る改正について」P 4 >

登録制度の見直し

ポイント
4

インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

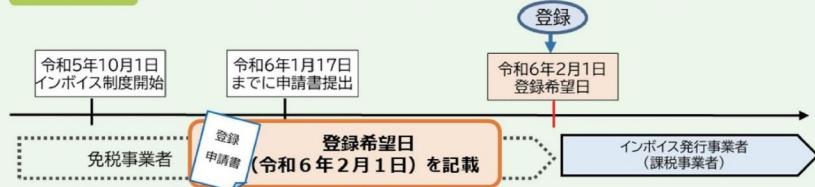
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

● 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から **15日前の日**まで

● 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から **15日前の日**まで

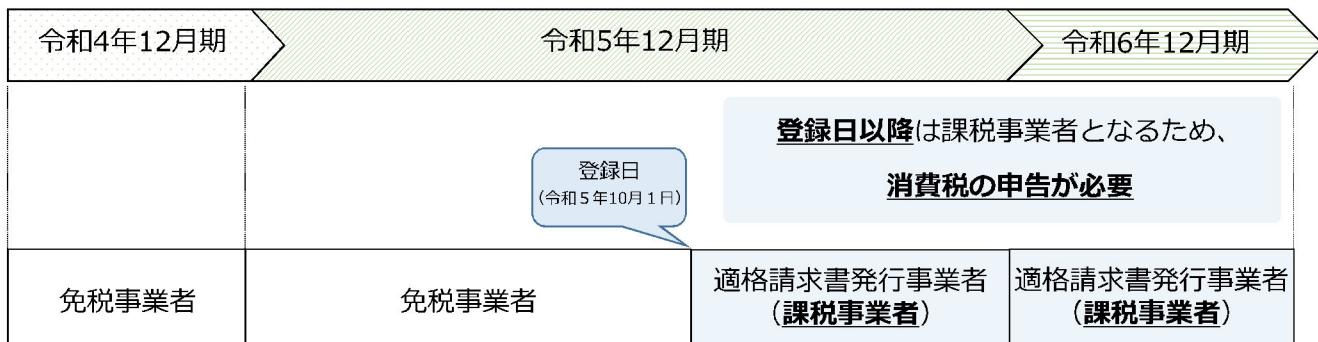
21

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP19>

免税事業者の登録申請手続

- > 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です（経過措置）。
- 登録を受けるために登録申請手続を行います。
※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例】個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合



Point

登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると…
 - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となつても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。
 - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。
- 経過措置（P19）の適用を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます。）ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間の課税売上高にかかわらず、課税事業者として消費税の申告が必要となります。
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。適格請求書発行事業者の登録を受けない場合、適格請求書を交付できません。また、取引の相手方が消費者、免税事業者や簡易課税制度を選択している課税事業者である場合など、取引先が適格請求書を必要としない場合もあります。なお、取引の相手方は、経過措置により一定の期間は、仕入税額の一部が控除できます。

23

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

<リーフレット「インボイス制度に係る改正について」P2>

小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置「2割特例」

ポイント1

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができますこととなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ

【2割特例】
売上げに係る消費税額から
売上税額の8割
を差し引いて納付税額を計算
・ 仕入税額の実額計算不要
・ 来税に係わらず売上税額の一
律2割を納付
・ 事前の届出が不要

【一般課税】
売上げに係る消費税額から
仕入れに係る消費税額
を差し引いて納付税額を計算
・ 仕入税額の実額計算不要
・ 仕入れや経費の額について、
実額で計算が必要

【簡易課税】
売上げに係る消費税額から
**売上税額にみなし
仕入率を掛けた金額**
を差し引いて納付税額を計算
・ 仕入税額の実額計算不要
・ 事業に応じたみなし仕入率
を使用
・ 事前の届出が必要

適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者

つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

- ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

・ 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間

- 登録をしていない場合であっても、事業者免税制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能

適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。

- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

24

適格請求書等保存方式（インボイス制度）<パンフレットP20>

免税事業者の登録申請手続

- 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です。）。
- ただし、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合（P19参照）、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。
- ※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません（適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります。）。

【例】免税事業者である個人事業者や12月決算の法人※が、令和5年10月1日から登録を受ける場合で、令和5年12月期から簡易課税制度を適用するとき

※ 令和3年12月期（基準期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者

令和4年12月期

令和5年12月期

令和6年12月期

登録日
(令和5年10月1日)

登録日以降は課税事業者となるため、
消費税の申告が必要

免税事業者

免税事業者

適格請求書発行事業者
(課税事業者)

適格請求書発行事業者
(課税事業者)

↑
消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限
(令和5年12月31日)
令和5年12月期から適用を受ける旨を記載して提出

25

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）<パンフレットP21>

国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの概要

- > このサイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

【確認できる事項】

- ①氏名又は名称（*） ②法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③登録番号
④登録年月日 ⑤登録取消年月日、登録失効年月日
※ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」若しくは「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表申出書の提出が必要
上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能
・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

【TOP画面】

登録番号 T 1234567890123 13行

②検索をクリック

登録番号 T 1234567890123 13行

【検索結果画面】

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号 T1234567890123

氏名又は名称 国税 太郎

登録年月日 令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞が関3丁目 1-1

主たる屋号 国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

屋号リーフレット

26

9 インボイス制度特設サイト

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会の開催案内
- ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
- ③ インボイス制度に関する取扱通達やQ & Aなどを随時掲載しています。

オンライン説明会とは

- 国税当局において、事業者の方にインボイス制度をご理解いただくため、WEB形式による説明会（以下「オンライン説明会」といいます。）を実施しています。
- 全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

27

(参考1) 各種補助金のお知らせ

○IT導入補助金 (サービス等生産性向上IT導入支援事業)



リーフレット

生産性向上を目指す皆様へ

「IT導入補助金」でIT導入・DX（デジタルトランスフォーメーション）による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入でも利用可能！
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～3/4！

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツールの導入費用を支援します。
- ・補助下限額を引き下げ、クラウド利用料の対象期間を延ばします（最大2年間）。

デジタル化基盤導入枠

- ・インボイス制度への対応も見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・令和4年度第2次補正予算より、安価なITツール導入も支援すべく、補助下限額を撤廃します。

複数社連携IT導入枠

- ・複数の中小企業・小規模事業者等が連携して地域DXの実現や生産性向上を図る取組を支援します。コーディネート費・専門家謝金も対象です。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置

○小規模事業者持続化補助金



リーフレット

地域を支える小規模事業者等の皆様へ

「小規模事業者持続化補助金」が拡充されます

持続化補助金で販路開拓！！

【事業目的】
小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援
※ 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上額】
50～200万円
⇒ 令和4年度第2次補正予算より、免税事業者から**インボイス発行事業者**に転換する場合、一律に**50万円の補助上限上乗せ**を行います。
（最大250万円）（詳細は、裏面をご確認ください）

【補助率】
2／3（資金引上げに取り組む事業者のうち、**赤字事業者は3／4**）

【補助対象】
店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置

詳細は、それぞれのホームページをご覧ください

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月
(令和5年4月改訂)

申請手続



- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請手続を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

※ 制度開始日から登録を受けたい場合には、令和5年9月30日までに登録申請手続が必要ですが、制度開始日後であっても免税事業者の方は登録を希望する日から登録を受けることができます。

- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。以下も併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁
ホームページへ



② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

③ IT導入補助金リーフレット



③ インボイス制度への対応に関する補助金

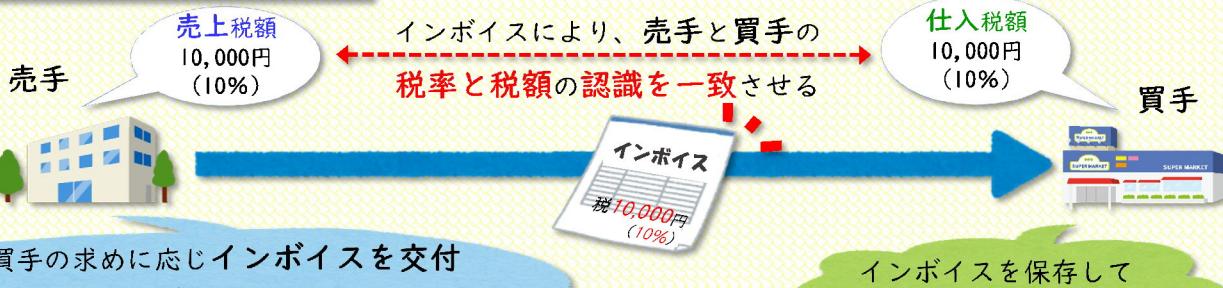
インボイス制度への対応に当たり、IT導入補助金や小規模事業者持続化補助金があります。適用条件や内容について、詳しくはリーフレットをご参照ください。

④ 小規模事業者持続化
補助金リーフレット



インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



29

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者、簡易課税制度を選択している又は2割特例※1により申告する課税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。※1 納付税額を売上税額の2割とする特例
- 上記以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要※2ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
※2 一定規模以下の事業者においては、課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる（少額特例）ため、インボイスの保存は必要ありません。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

令和5年度税制改正
(2割特例・少額特例)
関係



□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（2割特例や簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請手続を行います。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

30

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に売手としての準備に取りかかりましょう

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすこと也可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

31

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

2割特例や簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 2割特例や簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- 一定規模以下の事業者は、1万円未満の取引について帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられるため、インボイスの保存が不要です（ただし、経過措置終了後である令和11年10月1日以降の取引は、インボイスが必要となります）。

継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要な特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

32

○ お問合せ先など

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットの
ご利用はどちらから



税務職員ふたば

○ インボイスセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）

インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。

○ インボイス制度に関する相談窓口一覧表

インボイス制度に関する各種補助金、取引上のお悩み、経営に関するご相談などの窓口をご案内しております。

